

大切な人と、
大切な資産のために。

たくすノート[®]



はなまる手帳

こんな疑問はありませんか？

？ 相続の時、お金がかかったら資産を何も失わずに支払いできるのか？

→ その問題を放置したり、何かを見落としていると…

相続税を支払う原資がなく不動産や資産を売ることに

？ 相続の時、兄弟・親戚同士揉めないと100%言い切れるか？

→ その問題を放置したり、何かを見落としていると…

相続には法律上決められたそれぞれの割合や権利があります。資産の大半を不動産が占めているなど、簡単に分けられない状態だと、まさかうちの家族が…とモメる人が大半

？ うちには資産がないから関係ないはず…？

→ その問題を放置したり、何かを見落としていると…

相続税などに関係がなくても介護・葬儀・墓などの代金の把握ができていないと、いざというとき資金の準備ができていなくて大変なことに…

たくすノートでわかること

✓ 相続時にどのくらいお金がかかるか、誰がどのくらい相続するか
4・5ページで詳細までわかります。

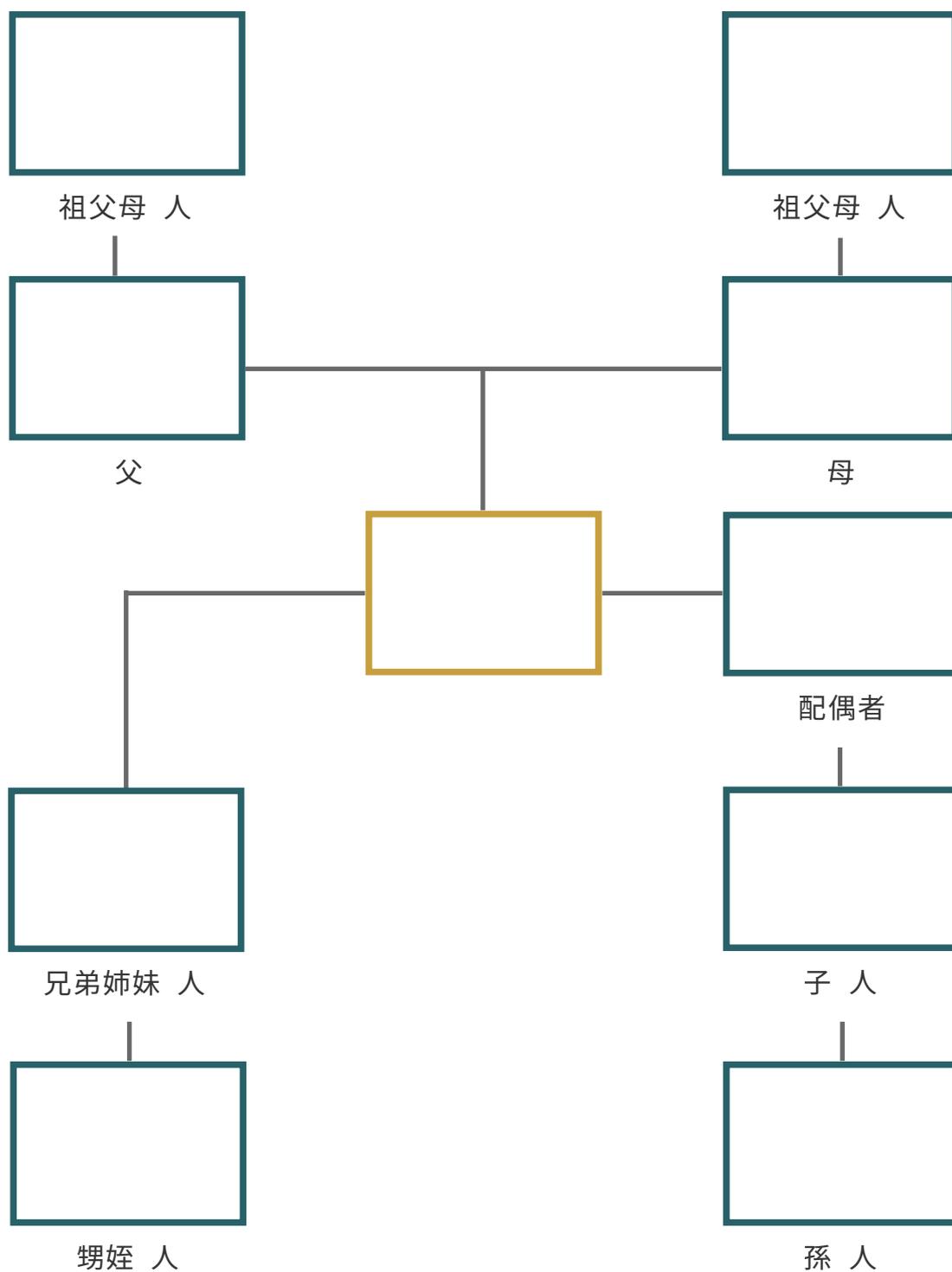
あなたの家の状況で考えられる相続で損をしないか、
✓ トラブルに発展しないかの可能性やすべき対策方法
6・7ページで把握できます。(さらに他の問題がないか確かめたい場合は0ページ)

✓ 資産の大小にかかわらずに必要な
介護・葬儀・墓などの問題点を17～19、22～25ページで確認できます。

目次

たくすノートでわかること	… P1
あなたの家の家系図	… P3
あなたの家の想定相続税額	… P4
あなたの家の相続はどのように行われるか	… P5
まずなにからすればいい?	… P6
こんな場合は要注意 タイプ診断	…P7
タイプA 遺産の分割で八方塞がりに…	…P8
タイプB 不動産に課せられた税金が多くて相続税が支払えなくなる	…P9
タイプC 相続人同士でうまく法定通りに分け合えなくてトラブルになる	…P10
タイプD 相続時に自社株に対して大きな評価を課せられ相続税の準備資金がショートする	…P11
他にもあなたの家には気づけていない問題点ありませんか?	
税・財産・不動産	…P12
介護施設・ファイナンシャルプラン	…P17
生前整理・葬儀・墓	…P22
あとがき	…P26

あなたの家の家系図



あなたの家の想定相続税額

あなたの家の財産を想定価格にて、想定税額を確認します。

土地の想定価格	万円
建物の想定価格	万円
預金・金融資産合計	万円
その他合計資産	万円
A 相続財産の予定合計金額	万円

Aから課税前に引くことができる金額

B 基礎控除額	万円
----------------	----

相続税が課税される金額と納税額

課税標準額 (A - B)	万円
納税額	万円

- ※ 本診断は結果の正確性及び完全性を保証するものではありません。
- ※ 上記の診断結果には孫が代襲相続をする場合や祖父母または甥姪が相続をする場合については診断されません。より詳しい診断をご希望の方ははなまるサイトより税理士・司法書士への無料相談をご利用ください。



いつでも10秒簡単無料診断!

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

＼どんなことでもお気軽にお問い合わせください /

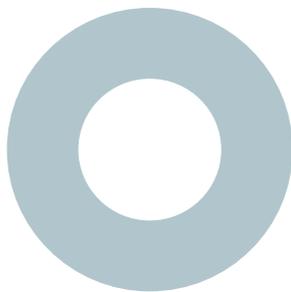


あなたの家の相続はどのように行われるか

あなたの家でだれが相続人になるか

※ 法定相続人とは
民法で定められた遺産を相続する相続人のこと

法律上、だれがどのくらいの割合で遺産を受け取るのが認められているか



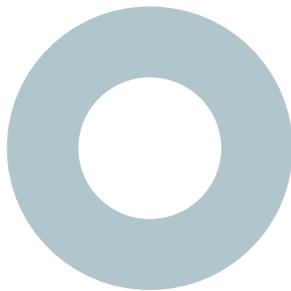
遺産総合計

法定相続割合



※ 法定相続分とは
被相続人が遺産を残して亡くなった場合、各相続人に認められている法律上定められた遺産の相続割合のことをいいます。

誰かに遺産が集中して渡った場合、法定相続人に認められている権利



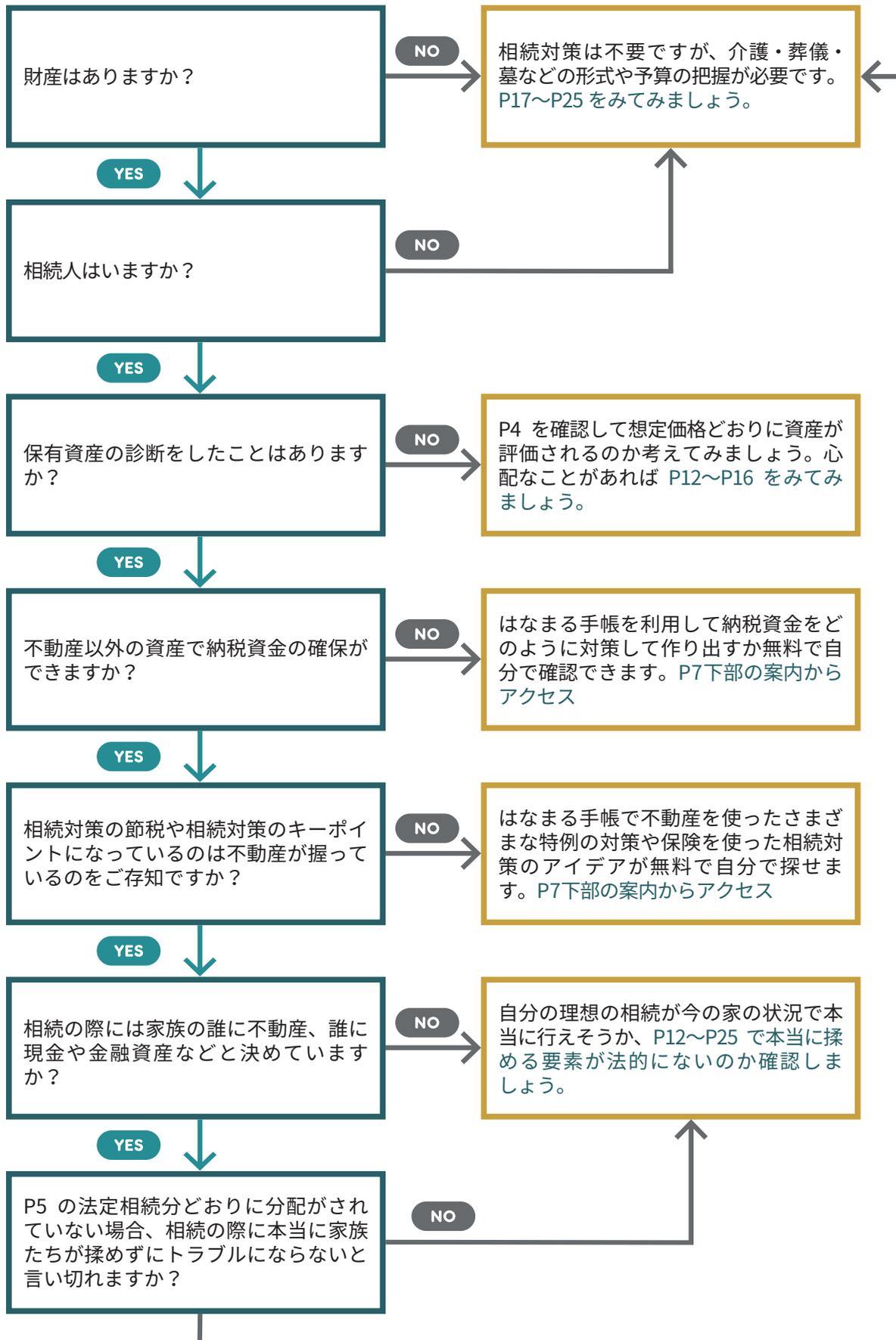
遺産総合計

遺留分



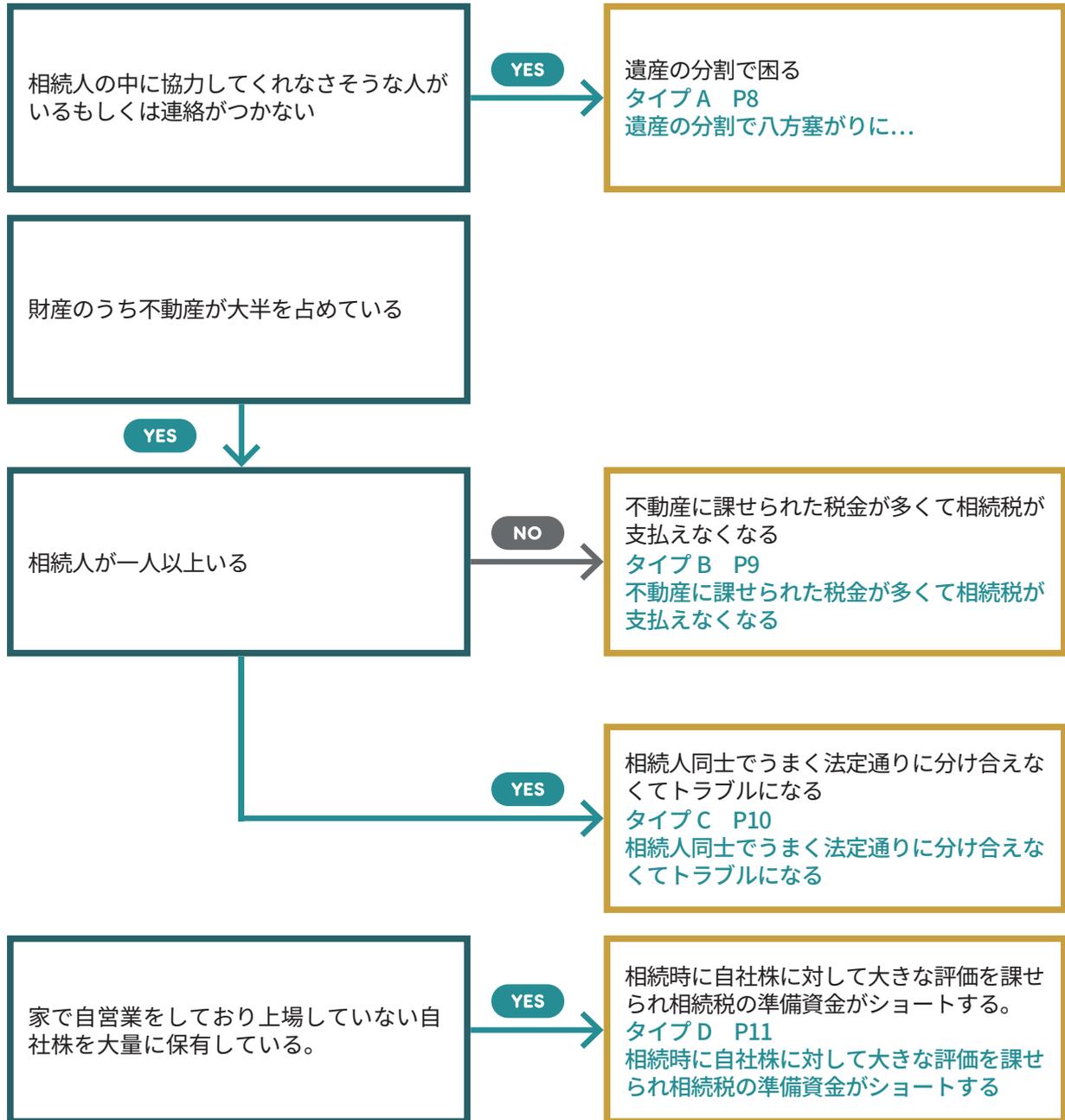
※ 遺留分とは
法定相続人が最低限の遺産の相続を確保するための法律に定められている制度のこと。
相続人の方が、遺言の内容などにより、相続財産の合計から定められた遺留分を下回って相続をした場合、
遺留分侵害額請求権を行使して、遺産を取り戻すことができます。

まずなにかからすればいい？



こんな場合は要注意 タイプ診断

あてはまる場合はタイプ別の事例を確認して、
自分の家でそのトラブルが起こらないか確認してみましょう



相続対策が無料でできる

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



遺産の分割で八方塞がり…

タイプA



相続人の中で協力してくれない人がいる。もしくは連絡がつかないなどの問題を放置した結果…

こんなことが起こります!

第一前提として遺言書がない場合、遺産を相談して分け合うことになります。

その場合「相続する人たち全員の承諾を得ないと遺産を分割できない」のです。遺産を相談して分けることになった場合は遺産分割協議を行う必要があります。

遺産分割協議を行う場合は

- ①相続人全員が参加して協議を行うこと
- ②協議の結果を書類に残すことが必要になります。

分割協議は、必ず相続人全員で行わなければならないため、相続人が1人でもかけた状態で行うとその結果は無効になります。

さまざまな理由で相続人の中で協力してくれない人がいると思いますが、どんな理由であれ遺産分割協議に協力してくれないと、相続人同士話し合いで遺産を分けることが不可能になってしまうわけです。では、どのような対処法を取るようになるのでしょうか。代表的ないくつかのパターンを紹介します。

・法定相続分を渡す

P5に記載のある通り、その協力してくれない相続人の方が持っている法定上の取り分である金額を現金などで支払う。しかし不動産や未上場の株式など、分けられない財産が大半の場合自体は泥沼化します。

・相続自体に関わりたくないと言われた場合は相続放棄をお願いする。

そもそも非協力的な状況の場合その承諾を取ることすら困難な場合もあります。

・話し合いには応じてくれるが協議ができないと遺産分割調停に

話し合いの結果、遺産分割協議の内容に不満がある場合は裁判所に遺産分割調停の申し立てを行います。調停を行う場合は、ある程度の長期間の月日が必要となります。



この問題を無料相談したい場合は

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>



無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

不動産に課せられた税金が多くて相続税が支払えなくなる

タイプB



財産のうち不動産が大半を
占めている場合

こんなことが起こります!

実家を相続した時など、そのまま次の世代が実家に暮らすという選択肢もあると思います。その場合、残された遺産の大半が実家である不動産だった場合、その不動産にかけられた相続税の額が支払えるほどの現預金がないこともあります。

相続税は金銭で一括払いすることが定められているため、税額が大きい場合であっても原則として期限までに一括払いをしなくてはなりません。

支払えない場合、実家の不動産を売却し現金化して相続税を支払おうという方もいますが、その場合不動産がすぐに売れば良いのですが、相続税の申告期限は10か月となっているので、それまでに売却できるケースは多くはないかと思えます。

また、相続税が支払えない場合は「延納」と呼ばれる制度を使って分割払いすることもできますが、詳細な条件などが必要になってくるので専門家に相談が必要です。

もし、相続が実際に起こるより前にこの状況に気づけた場合は

- ・相続税対策を税金の制度を使って生前に評価を下げる方法に取り組む
- ・生命保険などを活用して生前に相続時の納税資金を確保する

など税金を支払えなくて不動産を手放すことのないようなさまざまな手法がありますので、専門家に早めに相談することをおすすめします。



この問題を無料相談したい場合は

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>



無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

相続人同士でうまく法定通りに分け合えなくてトラブルになる

タイプC



財産のうち不動産が大半を
占めていて相続人が一人以上
いる場合

こんなことが起こります!

P5に表記のあるように、相続人の方にはそれぞれ法律上誰がどのくらいの割合で遺産を受け取れるか認められています。不動産が財産のうち大半を占めている場合、もちろんその不動産には現金として価値がつきますが、不動産を引き継ぐ相続人以外の方は、どのように認められている分の遺産を受け取ることになるのでしょうか。

答えは現金で支払う必要があります。つまり、不動産に価値をつけて相続の方が法定相続割合で認められている分の現金分を支払い遺産分割協議を行います。

その分の現預金がない場合は、生命保険金などで準備する必要がありますが、人によっては長男には不動産、長女には保険金を割り当てようと思っている方もいますが、それは大きな間違いです。実際には長男に保険金を支払い、法定相続分の現金を長男が長女に支払うようにしないとなりません。

また、P5に記載のあるように遺留分という相続人に認められた権利が存在します。

つまり、誰か一人が遺産の大半を占める不動産を引き継いだ場合、他の相続の方が遺留分の権利を行使して、裁判所などに申し立てをした場合、不動産を引き継いだ人が財産を取り立てられてしまうのです。

兄弟同士、親族同士このようなトラブルに発展することは遺産を残す方も残される方も望んでいないかと思います。事前の対策にはさまざまなトラブル回避方法があるので、早めに取り組まなければ実際にこのトラブルは起こってしまいます。



この問題を無料相談したい場合は

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



相続時に自社株に対して大きな評価を課せられ相続税の準備資金がショートする

タイプD



家で自営業をされていて、
相続時に大量の自社株が継承
される場合

こんなことが起こります！

ご自身の家で何かご商売をされている家は自社株に注意です。株式会社〇〇というような会社を家族で経営されている場合は、代表者の方が大半の株式を保有しています。この場合、相続時にその大半の株式に上場企業のような株価をつけて評価されてしまうと、P4のその他の合計資産にこの自社株がとんでもない金額で入ってきます。

なぜこんなに自社株の評価が跳ね上がるのか、原因は利益のしっかり出ている会社や、土地建物がありその不動産の評価額が大きい場合、このような自社株へ上場企業のような高額な評価がされてしまうのです。

その場合、相続税をとんでもないけれど支払えなかったり、後継者にあたる次の世代の家族の方が他の相続人の方に、P5に表記のあるような相続人のそれぞれの方が受け取るべき金額を用意できず、トラブルに発展するケースがあります。

- ・税金が支払えず大変なことに
- ・兄弟、親族から調停を起こされて資産を取り崩すことに

このような問題を解決するためには現金で支払う必要があります。

その現金をどこから用意すべきか、早めの対策が必要になってきます。

まず、自社株がそのような高額にならないか専門家に確認をとり、相続税や法定相続分をしっかりと分割できるような状態か確認が必要です。

兄弟同士、親族同士このようなトラブルに発展することは遺産を残す方も残される方も望んでいないかと思います。事前の対策にはさまざまなトラブル回避方法があるので、早めに取り組まなければ実際にこのトラブルは起こってしまいます。



この問題を無料相談したい場合は

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>



無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

| 他にもあなたの家には気づいていない 問題点ありますか？

項目別に気づけていないあなたの家の悩みや問題点がないか確認できます。

税・財産・不動産

1. 親族が亡くなってしまい、相続税の申告で困っている

解決策・問題点 優先度 10

相続税の申告・納税は10か月以内に行う必要があります。

相続が発生した場合には、発生した日の翌日から10か月以内に申告及び納税をする必要があります。

まずは、「申告の要否」、「納税の要否」を判定する必要があります。

この判定には、専門的な知識が必要となるため、まずは、税理士法人の無料相談をお受けになることをお勧めします。

相続税の専門家である税理士法人に相続税の概算シミュレーションまでを無料で算出してもらえます。

2. 将来発生する相続について、納税資金が心配だと考えている

解決策・問題点 優先度 7

将来発生する相続に関する概算相続税額を知る必要があります。

納税資金の準備をするにあたっては、まずは、将来発生するであろう相続に関するだいたいの相続税額を知る必要があります。

そのあとに、納税資金対策について考えることになります。

相続税の専門家である専属税理士法人が、相続税の概算シミュレーションまでを無料で算出し、アドバイスしてもらえます。

3. 将来発生する相続税について、今から節税対策をしておきたい

解決策・問題点 優先度 6

節税対策には色々な方法があります。

相続税対策には色々な方法があることは何となく知っていても、自分にとってどの方法が最も効果的な相続税対策なのかを判断しなければなりません。

相続税対策の基本は、

- ① 相続財産を減らす(生前贈与)
- ② 相続財産の評価をさげる(小規模宅地等)
- ③ 基礎控除を増やす(養子縁組)
- ④ 非課税制度や税額軽減制度を活用する(生命保険金の非課税等)

などですが、

相続税の専門家である専属税理士法人による会員様にあった対策提案を希望される場合には、まずは、無料相談をお受けになることをお勧めします。

4. 死後、妻に全ての財産を相続させたい

解決策・問題点 優先度 7

何もしないと、法定相続分にしたがって各相続人に相続の権利が帰属してしまいます。

【公正証書遺言の作成】

専門家の協力を得ながら公正証書遺言を作成すれば、あなたのご希望に沿った内容の遺言書を作ることができます。

ご自身のみで遺言書を作成すると、後日、遺言書の有効要件を満たしていないとして遺言が無効になるなどの各種トラブルが生ずる危険性があります。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

5. 長男へ遺産承継した後の道筋は、長男の子と定めたい

解決策・問題点 優先度 6

何もしないと、長男がお亡くなりになった後、法定相続分にしたがって各相続人に権利が帰属してしまいます。

【公正証書遺言の作成】

専門家の協力を得ながら「予備的遺言」という内容の公正証書遺言を作成すれば、あなたのご希望に沿った内容の遺言書を作ることができます。

ご自身のみで遺言書を作成すると、後日、遺言書の有効要件を満たしていないとして遺言が無効になるなどの各種トラブルが生ずる危険性があります。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

6. 一次相続で相続人となった配偶者がなくなった場合、子供だけが相続人になる時の二次相続に備えたい

解決策・問題点 優先度 5

遺言ではご自身が亡くなった際の一次相続の方法しか定めることができないため、民事信託の仕組みを活用することが有効です。

【民事信託】

民事信託という仕組みを活用すれば、二次相続の方法も定めることができます。

この他にも、民事信託には、後見制度や遺言の枠組みでは満たすことのできないニーズにお応えできる事項があります。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>



無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

7. 推定相続人の中に、認知症の症状が進んだ方がいる

解決策・問題点 優先度 8

遺産分割協議が行えない。

【公正証書遺言の作成】

何も対策を行わないままご本人がお亡くなりになった場合、遺産分割協議には全ての相続人の参加が求められます。そのため、認知症の症状が進んだ方については、成年後見人を選任し、代わりに遺産分割協議に参加してもらう必要があります。

専門家の協力を得ながら遺産分割内容と遺言執行者を決定し、公正証書遺言を作成すれば、あなたのご希望に沿った内容の遺言書を作成することができます。

ご自身のみで遺言書を作成すると、後日、遺言書の有効要件を満たしていないとして遺言が無効になるなどの各種トラブルが生ずる危険性があります。

【民事信託】

何も対策を行わないままご本人がお亡くなりになった場合、遺産分割協議には全ての相続人の参加が求められます。そのため、認知症の症状が進んだ方については、成年後見人を選任し、代わりに遺産分割協議に参加してもらう必要があります。

上記の対策のために、例えば、ご本人が生存中にご本人を委託者兼第一次受益者、お子様を受託者とし、ご本人が亡くなった場合に、認知症の症状が進んだ方を第二次受益者とする民事信託を組成すれば、認知症の方のために財産を管理・運用・処分することができます。

この他にも、民事信託には、後見制度や遺言の枠組みでは満たすことのできないニーズにお応えできる事項があります。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

8. 推定相続人の中に行方不明者がいる

解決策・問題点 優先度 6

遺産分割協議が行えなくなってしまう。

【不在者財産管理人選任の申立】

遺産分割協議を成立させるためには、不在者財産管理人選任の申立を行い、不在者財産管理人を定める必要があります。遺産分割協議にはこの不在者財産管理人が参加します。

不在者財産管理人選任の申立にあたっては、不在者の戸籍謄本等を取得したり、保有財産を全て洗い出して財産目録等を作成しなければなりません。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

9. お亡くなりになった家族が生前株式投資等を行っていたが、手元に資料がない

解決策・問題点 優先度 6

保有株式を管理している金融機関を特定しなければなりません。

【ほふりへの開示請求】

証券保管振替機構(通称ほふり)に情報開示請求を行って、お亡くなりになった方がどの金融機関に株式をお持ちだったのかを調べなければなりません。

開示結果から対象となる金融機関が判明したら、各金融機関に対して株式の移管手続き(→【株式の移管手続き】へのリンク)を行います。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

10. 相続人の中に未成年の方がいる

解決策・問題点 優先度 8

以下のいずれかの場合、遺産分割協議が行えません。

具体的には

- ① 親権者も相続人である
- ② 複数の未成年者がおり、かつ親権者が同一人物

【特別代理人選任の申立】

遺産分割協議を成立させるためには、特別代理人選任の申立を行い、特別代理人を定める必要があります。遺産分割協議にはこの特別代理人が参加します。

特別代理人選任の申立にあたっては、未成年者・親権者の戸籍謄本等を取得したり、利益相反に関する資料として、遺産分割協議書案などを用意しなければなりません。

詳しくは専門家に相談してみるとよいでしょう。

11. 自宅を売却して今すぐに現金が欲しい…ただ、自宅から引っ越したくない。

解決策・問題点 優先度 9

自宅を売却しても住み続けられる「リースバック」がある。

リースバックを利用することによって自宅を売却して現金を一括で受け取ることができます。

自宅を売却した後も引き続き買主と賃貸借契約を結ぶことによって、そのままご自宅に住み続けることもできます。

賃貸借契約を結んでから期限が切れるまでの間に再度マイホームを買い戻すこともできます。

また、売却したお金についても銀行から借りるわけではないため、お金の使い道は自由です。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



12. 持ち家はあるが定年退職して現金収入が少ないため年金だけでは心もとない。

解決策・問題点 優先度 2

自宅を担保にしてお金を借り、年金に充当する「リバースモーゲージ」がある。

マイホームを担保にして、家に住み続けながら毎月の生活費や一時的に必要なお金などを借りる仕組みです。その後、亡くなったときか、または15年などあらかじめ設定した契約期間満了時に、担保となっているマイホームを売却して借入金を返済します。リースバック後は賃貸としてのお家賃のみとなり、住宅ローンなど他の借入も一緒に一括返済することで、生活や気持ちにゆとりが生まれることにもなります。

13. 相続の対象になる不動産の価値を知りたい

解決策・問題点 優先度 5

①「固定資産税評価額で計算する方法」②「路線価を用いて計算する方法」③「時価で計算する方法」の3つの方法があります。

①～③の評価方法について、どれが一番高い評価額になるかというと、一般的には以下のような比率になることが多いです。固定資産の評価額:路線価による評価額:時価 = 7:8:10

上記どの評価方法を使うかを相続人全員で決めて、遺産分割方法を決めていくことになります。相続人全員が納得しているようであれば、どの評価額を用いて計算をしても、法律上問題とはなりません。

1. 親や自分たちの入る介護施設をそろそろ考えなければと思っているが どんな種類があるかわかっていない。

解決策・問題点 優先度 3

介護施設は大きく分けて9種類あり、ご自身の場合にどの施設が
対応、適しているかを把握しておく必要があります。

老人ホームはさまざまな種類があり、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、グループホーム、ケア
ハウス、特別養護老人ホームなど、それぞれ特徴があります。
その他にもシニア向け分譲マンションに介護施設が併設されているなど、ひと昔前よりも選択の幅は大きく広
がっています。

2. 介護施設について種類が多くて選べないと思っていて、どれが私or親に 適したホームなのかわからない

解決策・問題点 優先度 3

まずは、ケアマネージャーと相談するところから始めましょう

入居される方がどのホームに一番適しているかはケアマネージャーの方が一番よく知っています。ケアマネ
ージャーと話し合い自分の意見や好みと相談して、適切な種類の施設を選んでもらってください。

3. 介護施設についてある程度この種類の施設がいいと思っているが、選ん でいる種類のホームが多すぎてどうやって探せばいいかわからない

解決策・問題点 優先度 4

地域包括支援センターや紹介業者を利用してみる

地域包括支援センターはその名の通り、その地域にある老人ホームを紹介してくれます。職員の方の知識も
一般的な役所と比べて深いので的確なアドバイスを受けることができます。

紹介センターでは幅広い人脈と高い情報力を持っているため、迅速により良い施設を探し出してくれるのでし
ょう。紹介センターを使うメリットは無料にて相談を受けてもらえるうえ、広い選択肢と的確な受け答えがメリッ
トです。車での送迎もしてもらえます。

紹介センターは地域包括支援センターよりも施設選択の幅が広いいため、より入居者様に適したホームを探し
出すことができます。

また、紹介センターの相談員は営業やケアマネージャーなどの話のプロを経験してきた方が多いため、自分の
言いたいことをくみ取ってスムーズに話し合いを進めることができます。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



4. 介護している家族が認知症。入れる介護施設を探している。

解決策・問題点 優先度 8

認知症の方でも入居受け入れをしているホームはございます

認知症の方でも入居受け入れをしているホームはございますのでご安心ください。
紹介センターではさまざまな施設の情報を扱っているので必ず見つかります。
あきらめずに相談してみてください、相談員が全力でサポートし、より良い施設を見つけ出してくれるでしょう。

5. 介護施設を探しているが、入居一時金がものすごく高いところがあるけど、安いところとの違いはわからない

解決策・問題点 優先度 5

施設内の設備の充実度が差がつくポイントです。

入居一時金は施設によってさまざまで、0円のところもあれば高額な場所もございます。
おおまかな違いは設備内容です。高いところは最高級ホテルのような設備をもっており、さまざまな娯楽を楽しむことができるようになっているのですが、ご安心いただきたいのは介護内容にさほど大きな差はありません。
安いところだから杜撰な介護対応、というわけではありませんので、介護施設紹介会社にご自身のニーズに合わせて相談をしてみて、ご資金に合った施設を探してみてください。

6. 今入居している介護施設を退去した場合、入居一時金は返ってくるかわからない

解決策・問題点 優先度 3

介護施設の入居一時金は一定期間内であれば戻ってきます。

入居一時金をお支払いした場合、最初に何割かが初期償却(%は施設によって異なります)としてホーム側に入ります。
その後、一か月単位で入居一時金がホーム側に引かれていくのです。
例えば、100万円の一時金のうち20%が初期償却されて、残り80万円になったとします。施設側がその80万円を5年間(60か月)で償却した場合、ひと月ごとに約1万3千円ずつ引かれていき、5年後0円になるのです。
そのため、この償却期間内で退去した場合、未償却分の一時金を受け取ることができるのです。

7. 介護施設を探しているが、一時金0円プランもあるところがあるけど普通に払うのとどちらがお得かわからない

解決策・問題点 優先度 3

介護施設に長く入居されるなら普通にお支払いしたほうが、短いなら0円がお得です。

通常の一時金プランと0円プランの二つがある施設の場合、0円プランは初期費用が安くなる反面、月額費用が通常より大幅に高くなるケースがあります。

2～3年くらいであれば、0円プランのほうがお得ですが、大体5年以上からは通常プランのほうが断然お得になります。このような細かい費用シミュレーションを介護施設紹介業者に相談してみるのもいいでしょう。

8. 生前贈与したいが 贈与した家族の無駄使いや金銭感覚の麻痺が心配

解決策・問題点 優先度 9

生命保険を活用した生前贈与プランがあります。

贈与税の非課税枠(年間110万円)を活用して、子どもや孫に生前に財産を贈与することで遺産総額を減らして、相続税の納付額を少なくしようと考えている方は多いと思われます。その一方で、安易に現金を渡すことによって、金銭感覚が麻痺してしまうのではないかと、あるいは贈与を定期的に受けることで、贈与されることが当たり前と感じて感謝の気持ちが薄れるのではないかと心配される方もいます。そこで、子どもや孫に贈与された金銭を原資として保険契約を締結。贈与された現金を保険料に充当する必要があるため、贈与された財産を子どもや孫が自由に使えることが難しくなるため、金銭感覚の麻痺といった懸念を払拭することができます。

9. 生命保険金の非課税枠を活用したいが、持病があったり、過去に大きな病気をしているため加入できないのではないかと心配している

解決策・問題点 優先度 7

無診査の生命保険があります。

生命保険の加入には被保険者の職業や健康状態の診査があり、年齢や保険金額によって診査方法が決まっています。一般的に高齢になればなるほど、死亡や入院のリスクが高まることから基準が厳しくなります。糖尿病に代表される生活習慣病やガン等、過去に大きな病気をしていると保険の引受けを断られることがあります。一方、無選択といって健康状態の告知無しで加入できるタイプもあります。主に一時払いの商品で無選択型の保険があります。何歳まで申し込めるかは保険会社によって異なりますが、健康状態に不安があっても諦める必要はありません。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



10. 遺産を残したくない身内がいる

解決策・問題点 優先度 9

生命保険に加入してみなし相続財産を作る

最初に知るべきなのは遺留分といって、一定範囲の相続人に認められる最低限の遺産取得分が法律上認められて法律があります。遺産総額が増えれば遺留分も比例して増える仕組みとなっています。一方、被相続人の死亡によって受け取る保険金はみなし相続財産であり、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税の課税対象になります。しかし、民法上の相続財産ではなく保険金受取人固有の財産ですので、遺産分割協議の対象外となります。この考え方を活用して、現預金を残すのではなく生命保険金として受け取らせることによって、遺留分を減らすことが可能です。

11. 孫や法定相続人ではない方に財産を残したいが、わざわざ遺言を書くのも面倒だと思う

解決策・問題点 優先度 7

孫や法定相続人ではない方に受取人とする生命保険に加入する

孫は法定相続人ではないため(代襲相続を除く)、財産を残すためには遺言を書く必要があります。法定相続人ではない方に財産を残す場合も同様です。法律が改正され自筆証書遺言も作成しやすくなりましたが、依然として遺言を書くことのハードルは低くはないと思います。そこで、生命保険を契約して死亡保険金受取人を孫に指定すれば遺言を作成することなく、保険金という形で孫に財産を残すことができます。生命保険金はみなし相続財産であるため受取人固有の財産となるため、遺留分を請求させることもなく、確実に孫や法定相続人ではない方に財産を残すことができます。

12. 遺産はなるべく公平に子供たちに残すのがいいのだが、不動産や自社株など分割しにくいものが大半である。

解決策・問題点 優先度 9

生命保険に加入して代償分割の資金にする。

遺産が全て預貯金であれば公平に分けることが可能ですが、家などの不動産や会社の自社株などは分割に適さない財産です。遺産分割のやり方で、法定相続分以上の遺産を取得した相続人が他の相続人に対して代償金を支払う方法があり、これを代償分割といいます。例えば長男が不動産や自社株をまとめて相続する場合、他の兄弟姉妹には長男が代償金を支払うという方法です。長男が兄弟姉妹に支払う代償金を準備するために、長男を保険金受取人とした生命保険に加入するのがいいでしょう。

13. 相続になった場合、遺産を上回る負債があり相続放棄しないと相続人たちに負債を負わせることになるが、少しでも財産を残したい

解決策・問題点 優先度 8

生命保険に加入する

相続の際に負債が多い場合、相続放棄という手段があります。相続放棄とは、被相続人の財産に関する一切を放棄することです。財産には預貯金や不動産などのプラスの財産だけでなく負債などのマイナス財産も含まれるため、相続放棄をすることによって、負債を相続することを回避できます。被相続人が亡くなったことで受け取った生命保険金は、みなし相続財産であり受取人固有の財産です。したがって相続放棄をしても生命保険金を放棄する必要はないため、生命保険に加入すれば負債を抱えていたとしても財産を残すことができます。

14. 相続税の節税をしたいと考えている

解決策・問題点 優先度 7

生命保険金の非課税枠を活用する

相続税は遺産総額に対して課税されます。銀行などの預貯金は全額、遺産額に評価されますが、被相続人の死亡によって受け取る保険金には非課税枠があります。これは死亡保険金は残された遺族の生活保障という大切な目的を持っているためです。保険金を法定相続人が受け取った場合、受け取った保険金から、法定相続人一人につき500万円を差し引いた金額が遺産の評価額となります。例えば、2000万円の保険金を受け取った場合、法定相続人が3人だとしたら500万円×3=1500万円が非課税となるので、2000万円-1500万円=500万円が課税対象となります。2000万円を預貯金で残せば全額が課税対象となりますが、保険金で受け取ると500万円に評価を下げることができ、相続税の節税効果があります。

15. もしもの時、葬儀費用等を生命保険で準備したいが、どのような保険に入ればいいのかわからない。

解決策・問題点 優先度 6

終身保険がお勧めです

生命保険には、定期保険、養老保険、終身保険と主に3つの保険があります。定期保険は保険期間が一定期間で、10年や15年といった比較的短い期間を保険期間としており更新も可能ですが、更新限度となる年齢も決まっており、それ以降、保険を継続することはできません。養老保険は保険期間が一定期間なのは定期保険と同じですが、満期を迎えたときに満期保険金を受け取ることができます。終身保険は保険期間が一生継続くものです。葬儀費用などの準備に最も適しています。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



1. 実家の整理、家族の家の整理などを遺品整理業者に依頼をすることを決めたいが、どこの業者を選んでいいかわからない。

解決策・問題点 優先度 7

外部からの評価、業務提携の内容など「自社の売り文句以外がきちんとHPに載っている」業者を探すことが大切です。

遺品整理業者は現在30,000社以上あります。

しかしその中には「不用品回収」「便利屋」といった業者が遺品整理を行う場合もあります。

「とにかくコスト重視」ならばどこを選んでも構いません。

サービスが悪いからコストが安い場合が一番気をつけなければいけないポイントです。

しかし、「大切な人の節目の整理」を「安心、安全、真面目」に行うのであれば「生前、遺品整理の専門店が最適」です。判断基準としては、

- ①優良企業認定を数年連続で受理している
 - ②口コミや評価に信憑性がある(お客様の声がイラストの所は虚偽)
 - ③法人や士業などとの業務提携実績がある
 - ④キッチンと実績をHPに残している
- などがあります。

2. 生前・遺品整理をしていたらお仏壇やお写真、お人形など思い出の品々が出てきた。

解決策・問題点 優先度 1

御位牌はお寺へ、神棚は神社へ供養をしっかりと整理することが望ましいです。

大切な人の大切な物は納得のいく形で適切に処理をしたいですね。

御位牌は自身の家族のお墓があるお寺へ相談しましょう。

神棚やお人形はお焚き上げや魂抜きをしてくれる神社があります。

インターネットを使って「供養 地名」などで検索すれば供養専門店や代行業者が多数あるかと存じます。

また、遺品整理業者が代行してくれるケースもありますので「整理と合わせて供養も」代行して欲しい場合は、遺品整理業者に相談しましょう。

3. 終活の中で形見分けをしたい。でも子供や孫とは趣味が合わず高価な物だけど貰ってくれないと思い、困っている。

解決策・問題点 優先度 1

古物商(買取屋)の鑑定士に依頼して売却を検討する。

「形見分けをしたいけど、趣味嗜好が合わずに子供や孫にあげても喜ばれない」

そういったケースは近年は増えています。

そんな時には鑑定士に査定をしてもらい売却する事も一つの手です。

「お金に変えて、そのお金で喜ばれる物(残る物)を購入してからあげる」というのも昨今の流行です。

4. お葬式は開きたいが葬儀をするほど参列者の人数は多くないので、とにかく最小限の葬儀にしたい

解決策・問題点 優先度 5

家族葬でも一日葬や無宗教葬など家族葬のどのような形式にするか決める必要があります。

家族葬であげることが決まってもどこで葬儀を行いたい、自分たちが本当にしたい葬儀の形を実現してくれるお葬式を執り行ってくれる葬儀社も決定しなければなりません。不幸が起きてからではなかなか葬儀社をゆっくりと探して検討することはできませんので、事前にどんな家族葬がしたいか、またその希望する葬儀を信頼して任せられる葬儀社を見つけることが大切です。

5. 突然不幸があったとしたら、すぐに頼もうと思っている葬儀社が決まっていない

解決策・問題点 優先度 6

自分もしくは親の住んでいる地域の葬儀社を探しましょう

もし突然不幸が起きた時に自分がお葬式をあげたい葬儀社が決まっていないと、逝去した病院や施設から葬儀社を決めて自宅に帰るように促されます。多くの場合ゆっくりと葬儀社を探していただけることは少なく、希望通りの葬儀社に依頼することができないことが多いです。事前に自分や親の住んでいる地域の信頼できる葬儀社を探しておきましょう。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



6. お葬式を開かずに火葬をするだけの葬儀にしようと思っている

解決策・問題点 優先度 4

火葬だけをするお葬式を頼める葬儀社を探する必要があります。

火葬だけのお葬式をしたい場合、火葬だけの葬儀を取り扱っている葬儀社を探する必要があります。最近ではほとんどの葬儀社が火葬だけのお葬式プランを用意しているところがほとんどですが、葬儀社によって価格も違いますし、火葬だけでもサービスが充実している葬儀社や、信頼のおける老舗の葬儀社、必要最低限のものだけで非常に安いプランを用意している格安葬儀社など、さまざまなタイプの葬儀社があるため、事前に比較検討することが大切です。

7. お葬式に来る方の料理や返礼品やお寺の読経料など、葬儀全体でかかる金額が把握できていない

解決策・問題点 優先度 5

葬儀代は葬儀社のプラン料金だけではあげられません。

葬儀代の総額は家族葬の場合でも葬儀社に支払う金額以外に、会葬者に振る舞う料理代や返礼品代、式場使用料金や読経をお願いした僧侶の方に支払う謝礼などがかかります。よって葬儀全体の価格は把握がしにくいものとなっています。現在ではほとんどの方が生前に本人やそのご家族が葬儀社を選んで事前に見積もりを取ることが増えています。突然の不幸が起きた時、何も準備をしていないと思ってもよめ経費の大きさに困ってしまうこともあるため、事前に自分の家の葬儀が全体でいくらかかるか大まかに把握しておくことが重要です。

8. 家のお墓について子供が娘しかいなくてお墓を継ぐ人がいない。でも、永代供養墓では寂しく抵抗がある。

解決策・問題点 優先度 1

お墓は女性でも継ぐことができます。

お墓は長男が継ぐものと思われていますが、お子様でしたら誰でも継ぐことができます。もちろん女性でも継ぐことができ、嫁いで苗字が変わっても問題ありません。その場合、ご主人が継ぐこともできますが、ご主人の家にお墓がない時は、ご主人の家族のご遺骨と一緒に埋葬することもできます。実際に、両家墓としてお建てになる方もおられます。なお、一部の寺院墓所などでは、承継者に制限がある場合がありますので、必ず墓地管理者に確認をしてください。

9. お墓のタイプが色々でありすぎて、どのタイプにすればよいのかわからない。

解決策・問題点 優先度 4

ご家族全員のお墓に対する考えをよく聞いて決めることをお勧めします

最近のお墓は、墓石を建てる従来型のお墓以外にも、樹木葬、機械式納骨堂、永代供養墓、海洋散骨など、様々なタイプのお墓があり、迷ってしまう方が多いようです。お墓は親世代の考えを中心に選ばれがちですが、男女問わずお子様がいらっしゃる場合は、必ず子供の考えも聞いてみてください。子供に迷惑を掛けたくないからと、永代供養墓や海洋散骨を希望される方がおりますが、子供がそのようなお墓を望んでいないケースも多く見受けられます。また、どのタイプの墓所にも、メリット、デメリットがありますので、お気軽に見学に行ってみて、実際に見比べて検討しましょう。

10. お墓が遠くてなかなかお参りに行けない。

解決策・問題点 優先度 3

お墓の引っ越し『改葬』をお勧めします。

近年「お墓が遠い」、「お墓が大きくて維持が大変」、「お墓を継ぐ人がいない」など、さまざまな理由で今のお墓を移す方が増えております。お墓を移すことを専門的な言葉で「改葬(かいそう)」と言いますが、古いお墓を解体撤去し更地に戻すことから、最近では「墓じまい」とも呼ばれています。改葬を行うには、移転先の墓所を決めてから、今のお墓が所在する市町村役場に改葬の申請をし、「改葬許可証」を入手する必要があります。須藤石材では、随時改葬の相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

11. 公営の霊園に申し込みたいが条件を知りたい

解決策・問題点 優先度 6

お申し込みには居住年数、ご遺骨があるなど、いくつかの条件があります。

都立霊園や市営霊園などの公営霊園は、原則としてそこに居住している方のみが利用できます。お申し込みには居住年数の他に、ご遺骨がある方、施主にあたる方など、いくつかの条件を満たしている必要があります。募集の時期もほとんどの霊園で決まっており、都立霊園のように人気のある霊園では、高倍率の抽選になることもあります。公営霊園については、各自治体の公式ホームページに、募集の時期や条件などの情報が掲載されていますので、チェックしてみましょう。



この問題について無料で相談できます

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>

無料なんでも
相談窓口

0120-775-870



一番たいせつなこと

たくすノートでは、託す方と託される方が相続を通じて理想のカたちで想いや資産を引き継ぐことができるよう発刊いたしました。

多くの相続では100%理想の相続が行われていないのが、現状です。

なぜこのようなことが起こるかという、

多くの家族が事前の相続対策を行わないことによって、相続税の支払いに困ったり、資産を分け合う時にトラブルが生じたりしています。

その原因は、早めに自分の家が相続の時にどのようなになるかを知らないことから始まります。

相続対策というとネガティブなイメージもあるかと思いますが、

家族や親族が一番幸せに世代を超えて繁栄していくためには、このような「たくすノート」で、状況を把握して自身の家の資産を守って次の世代に理想の形で引き継いでいく。

資産を託す側も託される側もどなたも

不要なトラブルや後悔、悲しい思いはしたくないはずです。

明るい家族の未来に向けたポジティブなものとして「たくすノート」を活用していただければ幸いです。

たくすノート 考案者 吉野 匠



商品に関するお問合せ先

はなまる手帳 |



<https://hanamaru-syukatsu.com/>



無料なんでも
相談窓口

0120-775-870

はなまる手帳



<https://hanamaru-syukatsu.com/>